資料2-1-3
令和2年1月21日
風力部資料

（仮称）日南風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和元年１０月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第１章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1) 公告の日 1
(2) 公告の方法 1
(3) 縦覧場所 2
(4) 縦覧期間 2
(5) 縦覧者数 2
２．環境影響評価方法書についての説明会の開催 3
(1) 公告の日及び公告方法 3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 3
３．環境影響評価方法書についての意見の把握 4
(1) 意見書の提出期間 4
(2) 意見書の提出方法 4
(3) 意見書の提出状況 4
第２章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と
これに対する事業者の見解 5

第1章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第７条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して１か月間縦覧に供した。

(1)公告の日

令和元年８月 15 日（木）

(2)公告の方法

①　日刊新聞紙による公告

令和元年８月 15 日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

［ 別紙１参照 ］

・宮崎日日新聞

②　地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

［ 別紙２参照 ］

・好きです にちなん　　８月号（No.125）P20

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・当社ホームページ

(3)縦覧場所

自治体庁舎1か所、公民館1か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・宮崎県日南市役所総合戦略課　　(宮崎県日南市)

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/

(4)縦覧期間

令和元年8月15日(木)から令和元年9月17日(火)までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5)縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は3名であった。

(内訳) 宮崎県日南市役所総合戦略課　　2名

日南市立飫肥公民館　　1名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1)公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

［ 別紙1、2参照 ］

(2)開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和元年8月23日（金）19時00分から20時00分まで
・開催場所：飫肥公民館（宮崎県日南市飫肥2丁目12-18）
・来場者数：18名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

［ 別紙3 参照 ］

(1)意見書の提出期間

令和元年8月15日（木）から令和元年10月1日（火）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2)意見書の提出方法

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3)意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は45件であった。

第2章　環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第８条第１項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は 39 件であった。それに対する当社の見解は表 2-1 のとおりである。

表 2-1　環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

（意見書 1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して環境評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	本事業においては、捕獲調査と踏査による任意の生息状況調査及び音声モニタリング調査を実施する計画としており、そのうち音声モニタリング調査の結果から、コウモリ類をグループ分けし、その出現頻度などから、予測評価を行っていく予定としております。
2	1. 方法書においてコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。しかし、「八代の新幹線」にあるコロニーは「ヒナコウモリ」ではなく、「オヒキコウモリ」である。専門家に再度確認し、手法についても見直す必要があるのではないか。	ご指摘の点については専門家に再度確認をし、準備書において記載の修正を行います。
3	2. P274 の「調査の手法（動物）」におけるコウモリ類の夜間踏査調査は、コウモリ類のねぐらを探索するために行うもので、日没後 2 時間程度で十分である。しかし、P281 図で設定された踏査ルートは徒歩で行うには長すぎる。また、コウモリ類の飛翔速度は徒歩速度を上回るために十分な記録時間が得られない可能性がある。本調査は夜間に実施することから調査員の安全も考慮して、車両による林道（特に拡幅を伴う搬入路）で実施したほうが合理的ではないか。	P281 図で示した踏査ルートについては、日中に行う踏査も含めたルートになっております。ご提案いただいたように、夜間については、調査員の安全面も考え、車両を利用し、拡幅のある林道等で実施する予定としております。
4	3. P289 の「予測手法と環境保全措置」におけるコウモリ類の「③ブレード等への接近・接触」で、「環境保全措置の例」として「風力発電機のライトアップ禁止」が挙げられるが、ライトアップするとコウモリ類が接近・衝突した事例を示す科学的根拠が必要である。また、「風車位置の検討」を行って、影響が回避または低減された事例（研究）も示す必要がある。これらの環境保全措置に事例や効果がない場合は、別の環境保全措置を検討しなければならない。	ライトアップについては、今後の保全措置の一つとして、記載しております。ご指摘を踏まえて、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。
5	4. 今後もコウモリ類の専門家に指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要がある。	今後も、コウモリ類の専門家の指導を受けながら、現地調査、予測評価及び保全措置を実施して参ります。

（意見書2）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	ご指摘いただいた低減措置を含め、引き続き、最新の科学的知見や有識者の助言を参考にしながら実施して参ります。
2	■2. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「日立サステナブルエナジー株式会社」及び委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	カットイン風速の値については、事業性面や風力発電機メーカー等との関係で決められるため、変更することは難しいところですが、フェザリングについては、カットイン風速以下での実施になると計画です。
3	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？	カットイン風速以下であった場合、ブレードは微動します。
4	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか。	カットイン風速を変更することは可能です。今後の現地調査結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
5	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）が実行できるのか？	フェザリングすることは可能です。今後の現地調査結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
6	■6.「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	環境保全措置：「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合」に 行う「環境の状況の把握のための措置です「環境影響評価法　第14条1項7号」。
7	■7.「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	事後調査：事業着手後（事後）において、環境影響把握と必要な措置を検討するため追跡的な調査等を行うことが必要な場合に実施する調査です。
8	■8.「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。	No.7に記述したとおりと理解しております。
9	■9.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	今後、実施する現地調査の結果と、専門家の助言を踏まえて、予測評価を行い、必要に応じて適切な保全措置を検討致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■10.「予測の不確実性」を根拠に実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りにする事業者が散見される。 定性的な予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの**課題**は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。**そのための調査を「準備書」までに実施**して頂きたい。	専門家からの助言を踏まえて、現地調査を実施致します。「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」のための調査に努めます。
11	■11.「回避」を「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド　生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。
12	■12.「回避」を「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	今後も、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討してまいります。
13	■13. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ライトアップについては、今後の保全措置の一つとして、記載しております。ご指摘を踏まえて、引き続き新たな知見の収集を行い、影響をできる限り回避するよう計画を検討して参ります。
14	■14. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないので『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ライトアップについては、今後の保全措置の一つとして、記載しております。ご指摘を踏まえて、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。また、影響の「回避」ができなければ、影響を「低減」できるような環境保全措置を検討して参ります。
15	■15. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛	国内での土地利用としては、草地が減少しており、事業としては、樹林内もしくは樹林地に近い場所での実施になるのが現状です。今後の現地調査と専門家からの助言及び、引き続き新たな知見

No.	意見の概要	事業者の見解
	翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	の収集を行い、バットストライクへの影響をできる限り回避するよう計画を検討して参ります。
16	■16.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。（Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010）	ライトアップについては、今後の保全措置の一つとして、記載しております。ご指摘を踏まえて、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。
17	■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記については、「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置を実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	ご指摘いただきましたように、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。
18	■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類への影響について、音声モニタリング調査などの現地調査を実施し、専門家の助言を参考にしながら、予測評価を行い、必要な保全措置を検討して参ります。なお、事後調査については、影響の予測を行う準備書段階において、不確実性があると判断する場合において実施を検討致します。
19	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めている段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており、（環境省、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。 事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類への影響について、音声モニタリング調査などの現地調査を実施し、専門家の助言を参考にしながら、予測評価を行い、必要な保全措置を検討して参ります。
20	■20. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』な	コウモリ類への影響について、現地調査を実施し、専門家の助言を参考にしながら、予測評価を行い、必要な保全措置を検討して参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
	どという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環炭保全措置』ではない。 『影署があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	
21	■21. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	音声モニタリング調査の結果については、ご指摘のとおり、グループに分けて、その利用頻度や活動時間による、予測評価を行う予定です。なお、一部の周波数に特徴のある種やソナグラムの特徴から、コウモリ類相の把握のため、種の同定を行う予定としております。
22	■22. コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬－7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重 、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	・コウモリ類の捕獲許可申請につきましては、関係機関へ適切に実施し、コウモリ類の捕獲の経験のある者を加えて作業を実施致します。 ・コウモリ類の専門家へヒアリングを行った上で、調査時期等を検討致します。 ・カスミ網を併用した調査の実施を予定しております。 ・ご意見のとおり、麻酔はせずに、外部計測等は可能な範囲で行い放獣致します。 ・ハープトラップについては、通常常時調査員を配置して実施致します。 ・捕獲した個体については、持ち帰りは致しません。 ・捕獲調査には、取り扱いは十分に注意し、巣で直接触ることのないように致します。 ・冬眠中の個体は、覚醒させないよう努めます。 ・冬眠中の個体は、捕獲いたしません。
23	■23. 音声モニタリング調査の期間について バットディテクターによる音声モニタリング調査の期間を3月から11月頃としていることは評価される。	ご意見、ありがとうございます。
24	■24. パットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	音声モニタリングによる調査時間は、おおよそではありますが、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音することを予定しております。
25	■25. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	準備書において、現地調査で使用するバットディテクターの探知距離及びマイクの設置方向を記載いたします。また、探知距離については、テストを実施した結果を記載致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
26	■26. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	コウモリ類は、特定の種に限らず、グループ分けで予測評価を行う予定です。重要種以外のコウモリについても、環境保全措置を講じる予定です。
27	■27. 専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価される。	ご意見、ありがとうございます。
28	■28.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	コウモリ類の予測評価については、音声モニタンリグ調査の結果を利用し、出現頻度や出現時間などの解析を行い、実施する予定をしております。
29	■29. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	事後調査までには、かなりの時間がございます。引き続き新たな知見の収集を行い、実行時には、科学的かつ透明性の高い事後調査の実施に努めて参ります。
30	■30. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見は要約せず、全文を公開致します。

（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	水質調査の場所の件ですが、地元の簡易水道の水源が乱杭野山系の中腹にあるため、水質検査個所に追加をお願いしたい。	水質の影響評価では、周辺河川に濁水が到達するかどうか、到達する場合はその程度を検討します。現地調査では、周辺河川における流れの状況と水の濁りの状況を調査します。調査地点の設定にあたり、地理院地図等から常時水流のある河川を抽出し、集水域を元にして工事の実施に伴い濁水が流れ込む可能性のある河川に設定しております。方法書で設定した 3 地点の集水域が風力発電機の設置位置を包括出来ており、これらの地点において十分な調査が可能と考えております。

（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	私が、クマタカを撮影しながら、観察した結果です。 期間　2007 年から 2017 年の繁殖期（12 月～4 月） 場所　日南市南郷町贄波の林道 クマタカが運んだ餌は 獣　　イタチ、タヌキ、小型犬（贄波地区の人の話） 爬虫類 ヘビ、マムシ（蜜柑栽培者の話） 野鳥　アオバト、ヒヨドリ大の野鳥、カモの仲間 ともかく、捕獲出来る物は、何でも餌にしているようです。 多分、設置場所付近では、繁殖はしないと思われますが、餌場として、飛翔すると思われます。 詳細な調査をお願いします。	観察情報、ありがとうございます。対象事業実施区域周囲での、このような情報はなく、現地調査に向けて貴重な情報となります。現地調査をしっかりと実施し、クマタカの生息・繁殖状況について把握して参ります。

（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現在、貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書と言う）を縦覧している日南風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地と言う）に風力発電施設を建設した場合、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少種に指定され、「環境省レッドリスト」で EN：絶滅危惧 IB 類（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に、また「宮崎県レッドリスト」にも掲載されているクマタカについて衝突死（以下、バードストライクと言う）等の影響が発生する危険性が非常に高く、また、「環境省レッドリスト」に掲載されているサシバなど希少猛禽類の渡りの経路に対しても障壁効果等の影響を与えることが懸念される。 そのため、計画地およびその周辺において、一般的なものより質、量ともに更に十分で詳しい調査を行い、クマタカの生息および猛禽類の渡りの状況を把握したうえで、適切な保全措置を講じることを求める。 また、県内で減少の著しいヨタカやフクロウ、オオコノハズク、ミゾゴイなどの夜行性の鳥類など、クマタカ、サシバ以外の種についても十分な配慮を求める。	対象事業実施区域及び周囲において、現地調査を実施し、クマタカの生息及び猛禽類の渡りの状況を踏まえ、バードストライクや障壁効果等への影響について、予測を行い、必要となる保全措置を講じて参ります。また、県内で減少の著しいヨタカやフクロウ、オオコノハズク、ミゾゴイなどの夜行性の鳥類などについても、配慮に努めて参ります。
2	理由 （1）方法書によれば計画地内には希少種のクマタカ、ミゾゴイ、サシバ等が生息していることが掲載されている。クマタカは過去に風車によるバードストライクに遭った事例があることから、計画地周辺での風車の建設は、バードストライク等の影響が発生する可能性が高	今後実施する現地調査において、対象事業実施区域周囲に生息する鳥類相の把握に努め、中でも希少種となるクマタカ、ミゾゴイ、サシバなどについては、繁殖状況についても把握に努めます。 特にクマタカの営巣地が確認及びそのおそれのある地域については、風力発電機と十分に離

No.	意見の概要	事業者の見解
	い。特に若いクマタカはバードストライクに遭う危険性が高く、繁殖地である当地では毎年巣立ちの時季が危険である。 方法書の「表 4.3-9 (2) 鳥類の重要な種への影響の予測結果」には「事業実施想定区域内に主な生息環境が存在することから、事業実施により探餌活動の際、あるいは採餌環境と営巣環境間の移動や渡りの時等において、移動経路の変更等の行動の変化及びブレード・タワー等への接近・接触の可能性があると予測する。」とある。クマタカなどの希少種の営巣が確認された場合は、営巣地周辺の区域を建設予定地から除外することを求める。 また、評価結果には、「低山帯の樹林、草地、市街地等を主な生息環境とする重要な種については事業実施想定区域内にも生息している可能性が高く、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある」とあり、その為の留意事項としてクマタカやサシバなどの猛禽類や渡り鳥ルートについて調査を実施するとあるが、「建設ありき」の調査ではあってならず、バードストライクの回避策をどのように考えるのかその解決策が決まるまで工事を実施すべきではない。	隔をとるよう、事業の計画を反映させて参ります。 また、現地調査を適切に実施し、得られたデータに関しては準備書でお示し致します。調査結果を基にした予測及び評価の結果を事業の計画に反映させることで、バードストライクの影響をできる限り回避・低減できるよう計画を進めて参ります。
3	(2) 方法書及び日本野鳥の会宮崎県支部会員の目撃によると、予定地は、サシバの渡りルートになっている。クマタカ同様バードストライクに遭う可能性が高い。春の渡りは秋のルートを逆に通って北へ向かっており、同様に危険である。 計画地一帯にはサシバを中心とする希少猛禽類の渡り経路が存在しており、風車建設がバードストライクまたは障壁効果による渡りの経路変更といった影響を与える可能性が大きいと考える。	文献その他の資料からも、サシバの渡りルートになっている可能性があり、秋季及び春季において、その状況を調査致します。その結果から、障壁効果による「渡り経路の変更」といった影響について、できる限り回避・低減できるように努めて参ります。
4	(3) 動物の生息状況について文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査したとある。専門家へのヒアリング結果により概略をつかむことができるが、絶滅危惧種のクマタカの生息状況（季節別の飛翔経路・繁殖カ所）等充分な現地調査をしてもらいたい。 また、野鳥の種類によっては活動時間も異なるため、調査時間は毎回同じ時間ではなく時間帯を変えて調査することが必要であり、渡り鳥の調査においても 2 週間程度の間隔を置いて複数回の調査が必要である。自動撮影カメラの設置も有効である。	クマタカについては、近隣での生息の情報があることから、対象事業実施区域から 1.5km の範囲での調査としておりますが、生息の可能性がある範囲に、十分な範囲を確保し実施し、クマタカの生息状況について、把握して参ります。また、調査時間については、渡り鳥調査において、時間帯を変えて調査を実施する予定です。自動撮影カメラについては、哺乳類を対象としていますが、鳥類が撮影されることも多く、それらの結果についても整理致します。
5	(4) 計画地での風車の建設は、猛禽類を含む多くの希少鳥類の生息に対し、少なからず影響を及ぼすものと考える。ここではフクロウ、アオバズク、オオコノハズクなど夜間に活動する野鳥も確認されており、このような夜行性の野鳥に対する対策も実施すべきである。フクロウ類の他、ミズゴイ(宮崎県 RL：EN-r)の減少が著しくこのことにも慎重に調査して欲しい。	現地調査においては、フクロウ類やミゾゴイを含めた夜行性の鳥類についても実施を致します。その結果、生息が確認された場合には、予測評価を行い、できる限り回避・低減できるように努めて参ります。
6	(5) 渡り鳥や猛禽類等の鳥類について、バードストライクの重大な影響が避けられないとの結論に至った場合は風力発電機の配置等の検討を行うほか、バードストライクだけでなく、障壁効果による「渡り経路の変更」および「生息地の放棄（事実上の生息地からの追い出し)」といった影響についても、影響の回避または低減策を検討すべきである。	現地調査の結果から、渡り鳥や猛禽類等の鳥類について、バードストライクによる重大な影響があるという結論に至った場合には、風力発電機の配置等の再検討致します。また、障壁効果による「渡り経路の変更」及び「生息地の放棄」といった影響についても、できる限り回避・低減できるように努めて参ります。
7	以上の理由から、貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況等を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないように適切な対応をとることを強く求める。 以上。	ご意見を踏まえ、今後の現地調査において、対象事業実施区域と周囲での野鳥の生息状況当を把握し、地域の自然環境と生物多様性への影響ができる限り回避・低減できるよう、その結果を事業の計画に反映させて参ります。

日刊新聞に掲載した公告

・宮崎日日新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)日南風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称　日立サステナブルエナジー株式会社
　代表者の氏名　取締役社長　石田　桂
　事務所の所在地　茨城県日立市幸町三丁目二番二号
二、事業の名称　(仮称)日南風力発電事業
　種類　風力発電所設置事業
　規模　発電設備出力　最大二万キロワット
　宮崎県日南市
三、対象事業実施区域
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲　宮崎県日南市
五、縦覧の場所、時間　日南市役所総合戦略課
　※土・日・祝日を除く開庁時
　電子縦覧　http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/
　期間　令和元年八月十五日(木)から
　令和元年九月十七日(火)まで
六、意見書の提出　環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておりますご意見書箱にご投函くださるか、令和元年十月一日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
　日南市立飫肥公民館(宮崎県日南市飫肥二丁目一二番一八号)
　開催日時　令和元年八月二十二日(金)十九時より
八、問い合わせ先　日立サステナブルエナジー株式会社
　〒三一七-〇〇七三　茨城県日立市幸町三丁目二番二号
　電話　〇二九四(五五)七八〇八　(担当)開発グループ

自治体広報誌への掲載

・「好きです　にちなん」８月号掲載

福　祉

「愛の訪問連絡員」をご存じですか

日常生活の見守りが必要な一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯が年々増加していますが、行政だけでは十分な支援が困難となっています。愛の訪問連絡員になって、一緒に地域の高齢者を見守りませんか。

■愛の訪問連絡員の役割

高齢者の話し相手や声掛けなどの安否確認をします。また、必要に応じて、高齢者の日常の不安などを、民生委員を通して行政に伝えていただきます。

■愛の訪問連絡員になるには

地区の役員から「愛の訪問連絡員」になっていただくよう依頼があります。その際は、ご協力をお願いします。

◉問い合わせ
本庁長寿課　高齢者支援係
☎(31)1162

生　活

(仮称)日南風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

飫肥地区乱杭野において計画されている風力発電事業について、環境への影響などを事前に調査するため、調査の計画や手法をとりまとめた環境影響評価方法書の縦覧を行います。

■事業者
日立サステナブルエナジー株式会社
■縦覧期間
8月15日(木)～9月17日(火)
■縦覧時間
9時～17時(土・日・祝日を除く)
■縦覧場所　本庁総合戦略課
■意見書提出期間
8月15日(木)～10月1日(火)
◉問い合わせ
日立サステナブルエナジー株式会社
☎0294(55)7808

「下水道の日」キャンペーン

水洗化の普及促進と下水道事業に対する理解と関心を深めていただくため、啓発チラシや記念品の配布(先着順)などを実施します。

■日時
9月4日(水)　17時～18時30分
■場所
・スーパーとむら星倉店
・コープみやざき日南店
◉問い合わせ
下水道課(日南下水終末処理場内)
☎(23)9977

危険ブロック塀などの除去に関する補助

市では、危険ブロック塀などの除去・除却について補助を行います。

危険なブロック塀は地震の際に倒壊する危険性があります。家族や地域の安全のため撤去や改修を心掛けましょう。

■補助対象
・小学校からおおむね500mの範囲にある道路に面したもの
・歩道面からの高さが1.4m以上のもの
・ひび割れ、破損、変色・風化などがあるもの(市職員が現地調査を実施します)
■補助内容
対象となるブロック塀などの撤去工事(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80ｃｍ以下とすること)
■申込期間
9月1日より受付開始
■その他
補助の交付予定数に達した場合、受付を終了する場合があります。
◉問い合わせ
本庁総務・危機管理課　危機管理係
☎(31)1125

商工業

軽減税率対応レジ補助

お使いのレジは、消費税軽減税率対応レジになっていますか。

10月からの消費税率引上げに伴い、軽減税率対象商品を扱う店舗などは複数税率に対応したレジやシステム改修が必要です。今、国がレジ・システム導入・改修費用を支援しています。詳しくはお尋ねください。

◉問い合わせ　軽減税率対策補助金事務局　☎0120(398)111

キャッシュレス・ポイント還元支援

キャッシュレスでお買い物した場合のポイント還元を支援します。

10月からの消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレスを使った場合、来年6月までポイント還元を国が支援します。支援対象は、中小・小規模事業者が営む店舗などで原則全産業が対象です。詳しくはお尋ねください。

◉問い合わせ
キャッシュレス・消費者還元事務局
☎0570(000)655

統計調査

「全国家計構造調査」にご協力をお願いします

本年10月から11月までの２ヶ月間にわたり、全国家計構造調査を実施します。調査対象となった世帯には、８月から調査員が自宅を訪問しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。この調査は、家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにすることを目的として５年毎に行われる統計法に基づく調査です。調査により集められた個人情報は統計法により保護されますので安心してご回答ください。

■調査対象地区　吾田地区の一部
◉問い合わせ
本庁総合戦略課　情報統計係
☎(31)1116

[別紙　3]

閲覧兼ご意見記入用紙

「(仮称) 日南風力発電事業　環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「(仮称)日南風力発電事業　環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

※閲覧数確認のため、御協力の程お願い致します。

令和元年　　月　　日